

e-Tax (申告書等のデータ送信) 利用促進のお願い

【問合せ】税務課 市民税係 (田沢湖庁舎) ☎ (43) 11117

税務課から、申告相談に関するお願いです。例年、2月上旬から(詳しい日程は1月16日号に掲載します)申告相談を行っています。相談をより迅速に、かつ効率的に進めるため、確定申告書等を電子データ送信する方法(以下、「電子申告」と記します)へ移行する取り組みを進めることとなっています。

電子申告で申告いただく、従来の方法よりもすばやく申告を終えることができます。また、税務署で還付申告の処理が早く行われるため、申告書の提出から還付金が口座へ振り込まれるまでの期間が短縮されるメリットがあります。

電子申告をご利用いただくには、国税庁の「e-Tax利用者識別番号」が必要となります。利用を希望される方は、下記のURLにアクセスし、あらかじめ番号を取得してください。不明な点や、詳しくお聞きになる方は、税務署から「確定申告のお知らせ」というハガキが届いた方で、「ハガキの真ん中のページに「利用者識別番号」(16桁の数字)が掲載されている方については、あらかじめ番号を取得する必要はありません。「確定申告のお知らせ」のハガキは番号掲載の有無に関わらず申告会場に必ずお持ちください。

電子申告をご利用いただくには、国税庁の「e-Tax利用者識別番号」が必要となります。利用を希望される方は、下記のURLにアクセスし、あらかじめ番号を取得してください。不明な点や、詳しくお聞きになる方は、税務署から「確定申告のお知らせ」というハガキが届いた方で、「ハガキの真ん中のページに「利用者識別番号」(16桁の数字)が掲載されている方については、あらかじめ番号を取得する必要はありません。「確定申告のお知らせ」のハガキは番号掲載の有無に関わらず申告会場に必ずお持ちください。



電子申告取得/e-Taxホームページ(e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー【事前準備】) http://www.e-tax.nta.go.jp/tokokedesha/kaishi_confir.htmにアクセスして入力してください。**最後に16桁の番号を印刷し、申告会場にお持ちください。**

償却資産の申告書の提出をお願いします

【問合せ】税務課 固定資産税係 (田沢湖庁舎) ☎ (43) 11117

平成30年度の償却資産の申告期間になりました。平成30年1月1日現在所有の償却資産について申告書の提出をお願いします。

前年に申告された方には、申告書を12月下旬に発送していますが、新規に事業を開始された方などお手元に届かない場合はご連絡ください。

個人事業主・営業者の方へ

市県民税申告相談の際の減価償却費の申告と、固定資産税の償却資産の申告は異なります。所有資産が耐用年数を経過した資産のみの方、減価償却の申告のみをされていた方も固定資産税の償却資産の申告をしてください。農業・商店などの経営や駐車場・

償却資産とは？

農業・商店などの経営や駐車場・

給与を支払った方は、給与と支払報告書の提出が必要です

【問合せ】税務課 市民税係 (田沢湖庁舎) ☎ (43) 11117

マイナンバーや法人番号を忘れずに記載してください

平成29年中に給与・賃金等(専従者給与やパート、アルバイトも含みます)を支払った方は、給与・賃金等を受け取った方について給与支払報告書を提出していただく義務があります(地方税法第317条の6第1項)。また、支払った金額が30万円以下の退職者についても、公平・適正な課税を確保する観点から提出にご協力ください(地方税法第317条の6第3項)。

給与支払報告書は、給与所得者にとりて市県民税の申告に代わる重要な資料となりますので、正確な記入を心がけてください。また、マイナンバー制度の施行に伴いマイナンバーや法人番号についても所定の欄に漏れなく記入し、必ず期限までに提出してください。

※給与支払報告書を提出しなかった者については、罰則が設けられていますのでご注意ください(地方税法第317条の7)。

※平成30年度給与支払報告書を提出した受給者の中で、平成30年4月1日現在で給与の支払を受けなくなった方がいる場合は、4月15日までに給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書を提出してください。

出いただく必要があります(地方税法第317条の6第2項)。

● 給与支払報告書の作成/平成29年中に給与・賃金等を支払った方(個人・法人を問いませんが、給与・賃金等を受け取った方について給与支払報告書を作成し、提出してください。

● 提出期限/1月31日(水)

● 早期提出にご協力をお願いします。

● 提出先・提出物/税務課市民税係 総括表 1枚

● 個人別明細書 給与・賃金等を受け取った方1人につき2枚

● 平成30年1月1日現在で、給与・賃金等を受け取った方が実際に居住する住所の市町村税務担当課に提出することになっています。

● 個人別明細書は、最寄りの市役所・出張所に備え付けています。

● 提出方法/給与支払報告書(総括表)を先頭に、給与支払報告書(個人別明細書)を特別徴収者と普通徴収者として仕切り紙で明確に区分して提出してください。なお、普通徴収者については、普通徴収とする理由の記入欄についても漏れなく記入をお願いします。

● 総括表・仕切り紙等の様式は、仙北市ホームページからダウンロードできます。

平成30年 仙北市消防出初式

【問合せ】総合防災課 (田沢湖庁舎) ☎ (43) 11115

新春恒例となっている仙北市消防出初式が1月6日に開催されます。当日は旧秋木工場跡地から仙北市市民会館駐車場まで、消防団員、消防車両、音楽隊による分列行進が行われます。

仙北市市民会館駐車場では、観閲や市長と消防団長による餅まきが行われます。ぜひ日夜仙北市の防火・防災に努力している、仙北市消防団の応援にお越しください。

また、左記のとおり交通規制となります。周辺の皆さまには大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

1月6日(土)

- 出初式開催日程
- ▼ 団員集合：12時30分
- ▼ 人員報告：12時50分
- ▼ 集合と人員報告の場所は旧秋木工場跡地(仙北市市民会館北側)
- ▼ 分列行進：13時～ 旧秋木工場跡地～市民会館駐車場
- ▼ 式典：14時～ 仙北市市民会館

東 日本大震災による県内避難者の「全国避難者情報システム」への登録のお願い

【問合せ】総務課(田沢湖庁舎) ☎ (43) 11111

被災した市町村から別の市町村に避難されている方々に、「全国避難者情報システム」への登録をお願いします。登録のために避難先市町村に現住所などの情報を提供すると、避難元の県や市町村から大切なお知らせが届くようになります。次

のような場合は、仙北市へ情報提供をお願いします。

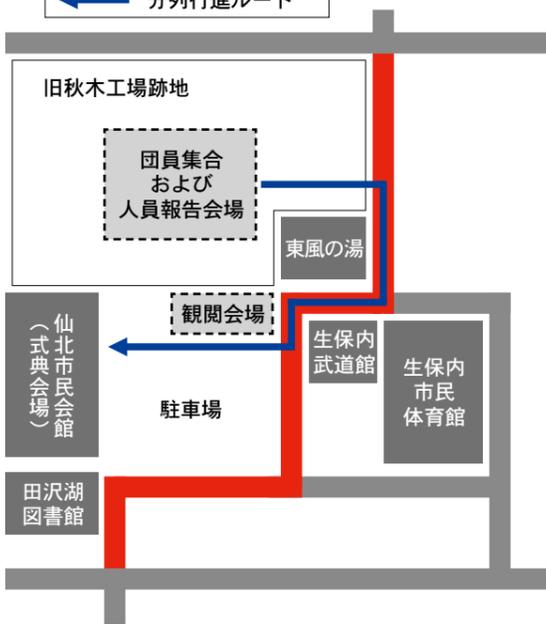
▼ まだ仙北市へ情報提供していない場合

▼ 避難先を異動した場合

交通規制

12:30～13:40 (団員集合～分列行進の間)

- 車両通行止め区間
- ← 分列行進ルート



平成28年度 公営企業会計・特別会計決算状況をお知らせします

【問合せ】財政課 (田沢湖庁舎) ☎ 43-1113

● 公営企業会計

会計名	区分	収入	支出	差引
病院事業	収益的収支	49億6,435万5千円	49億9,047万4千円	▲2,611万9千円
	資本的収支	44億5,150万円	46億4,063万4千円	
温泉事業	収益的収支	5,068万2千円	5,873万7千円	▲805万5千円
	資本的収支	1億1,100万円	1億7,213万4千円	
水道事業 (上水)	収益的収支	3億891万3千円	2億6,989万1千円	3,902万2千円
	資本的収支	2億2,499万1千円	3億3,060万7千円	
水道事業 (簡水)	収益的収支	1億358万2千円	8,601万9千円	1,756万3千円
	資本的収支	1,070万6千円	3,704万6千円	
水道事業 (計)	収益的収支	4億1,249万5千円	3億5,591万円	5,658万5千円
	資本的収支	2億3,569万7千円	3億6,765万3千円	

※収益的収支については、消費税および地方消費税を除く。(損益計算書から)

▶ 収益的収支とは…

地方公営企業の経常的企業活動に伴い、年度内に発生すると見込まれるすべての収益とそれに対応する全ての費用のことです。したがって、減価償却費のように現金支出を伴わない支出についても費用に含まれます。

▶ 資本的収支とは…

効果が次期以上におよび将来の収益に対応する支出とその財源となる収入のことです。施設の整備や企業債の償還元金等の支出、これに要する資金としての企業債収入等も資本的収支に含まれます。

● 特別会計

特別会計名	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	歳入歳出差引額 (C) (A-B)	繰越事業費 繰越財源 (D)	実質収支額 (C-D)
集中管理	39億974万5千円	39億974万5千円	0円	—	0円
下水道事業	7億3,293万8千円	7億3,282万円	11万8千円	3万2千円	8万6千円
集落排水事業	3億3,781万6千円	3億3,772万円	9万6千円	—	9万6千円
浄化槽事業	8,050万円	8,044万4千円	5万6千円	—	5万6千円
国民健康保険 (事業勘定)	37億9,659万2千円	35億8,825万7千円	2億833万5千円	—	2億833万5千円
国民健康保険 (田沢診療施設勘定)	2,223万円	2,218万6千円	4万4千円	—	4万4千円
国民健康保険 (神代診療施設勘定)	9,002万4千円	8,996万8千円	5万6千円	—	5万6千円
後期高齢者医療	2億8,592万6千円	2億8,570万6千円	22万円	—	22万円
介護保険	4億5,897万2千円	4億4,847万4千円	1,049万8千円	—	1,049万8千円
生保内財産区	9,505万2千円	7,388万6千円	2,116万6千円	—	2,116万6千円
田沢財産区	5,021万4千円	3,950万2千円	1,071万2千円	9万2千円	1,062万円
雲沢財産区	618万5千円	315万4千円	303万1千円	—	303万1千円
簡易水道事業	3億2,675万6千円	3億8,938万2千円	▲6,262万6千円	520万3千円	▲6,782万9千円

※簡易水道事業特別会計は、平成29年度から水道事業会計 (公営企業会計) と一本化して廃止。

人間ドック受診助成制度のお知らせ

【問合せ】市民生活課 国保年金係 (角館庁舎) ☎ (43) 3316

仙北市国民健康保険では、病気の早期発見・早期治療に役立てていただくため、人間ドック受診の助成を実施しています。

制度を活用して人間ドックを受診し、健康状態をチェックしましょう。

※仙北市では後期高齢者の人間ドック受診にも助成を実施しています。

● 対象者

【国保の人間ドック助成】

仙北市国民健康保険の被保険者で、年齢が当該年度で35歳以上75歳未満 (後期高齢者医療対象者除く) の方

▶ 前年度までの国保税を完納されている方

▶ 保健課実施の特定健診と重複して受けることはできません。

【後期高齢者の人間ドック助成】

仙北市に住所がある後期高齢者医療の被保険者で、当該年度に国保の人間ドック助成を受けていない方

▶ 前年度までの後期高齢者医療保険料を完納されている方

▶ 保健課実施の健診と重複して受けることはできません。

● 助成金額 / どちらも2万1000円を限度とし、年度内で1回のみとします。

● 受診医療機関

▶ 市立角館総合病院

▶ 市立田沢湖病院

▶ 大曲厚生医療センター

※受診希望の方は、直接医療機関に予約をしてから助成金の申請を行ってください。窓口で受診日の確認をします。

● 受付期間 / 3月30日 (金) まで

▶ 持参するもの / 国民健康保険証または後期高齢者医療被保険者証、印鑑

● 受付場所

▶ 市役所各庁舎、各出張所の国保担当窓口

※申請をしないで受診し、費用を全額支払った場合でも、年度内に申請すれば助成を受けられます。印鑑、領収書、金融機関の通帳を持参し、手続きをしてください。



65歳から74歳までの方で一定の障がいをお持ちの方は、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます

【問合せ】市民生活課 国保年金係 (角館庁舎) ☎ (43) 3316

後期高齢者医療制度に加入した場合は、原則として1割 (所得の多い方は3割) の窓口負担で医療サービスを受けていただくことができます (加入することで従来より窓口負担が軽くなる場合があります)。

後期高齢者医療制度では、全ての被保険者の方から所得に応じた保険料をお支払いいただきます (加入することで従来より保険料負担が低くなる場合と高くなる場合があります)。

● 申請に必要なもの

▶ 加入前の被保険者証等

▶ 印鑑

▶ 障がいの程度が分かるもの (身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のうちいずれか1つ)

▶ 個人番号

※障害認定により後期高齢者医療制度に加入する場合、加入月から後期高齢者医療制度の保険料をご負担いただきます。

※月の途中で認定を受ける場合、それまで加入していた医療保険と後期高齢者医療制度とでそれぞれ高額療養費の自己負担限度額が適用されることから、その月の病院等で支払う自己負担額が最大2倍となる場合があります。

※月の途中で認定を受ける場合、それまで加入していた医療保険と後期高齢者医療制度とでそれぞれ高額療養費の自己負担限度額が適用されることから、その月の病院等で支払う自己負担額が最大2倍となる場合があります。

● 後期高齢者医療制度に加入することができる障がいの程度

判定基準となる手帳	障がいの程度
身体障害者手帳	1級、2級、3級、4級の一部 (音声機能・言語機能、そしゃく機能の4級の障がいまたは下肢障害4級の1号・3号・4号)
療育手帳	重度 (A)
精神障害者保健福祉手帳	1級、2級

● 医療費の窓口負担

後期高齢者医療制度以外の医療保険制度		後期高齢者医療制度
65歳～69歳までの方	70歳～74歳までの方 (昭和19年4月1日生まれまでの方は1割) (所得の多い方は3割)	1割 (所得の多い方は3割)
3割	2割	

国民年金保険料は納付期限まで納めましょう

平成29年4月分から平成30年3月分までの国民年金保険料は、月額16,490円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っています。未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによっ

て督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方(※)の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度がありますので、市民生活課国保年金係または大曲年金事務所までご相談するようお願いします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主になります。

国民年金保険料は口座振替がお得です

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用できます。口座振替は、現金納付よりも割引額が大きい6か月前納・1年前納・2年前納や、月々50円割引となる早割制度が用意されています。口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または最寄りの年金事務所へお申し出ください。

国民年金保険料はクレジットカードでも納付できます

国民年金保険料は、クレジットカードでも納付できます。平成29年4月からは、新たにクレジットカード納付でも2年前納が利用できるようになり、ますます便利な納付方法になります。ただし、有効期限を迎えるクレジットカードの場合、更新時に改めて手続きが必要な場合がありますのでご注意ください。クレジットカードをご希望の方またはクレジットカードの有効期限を迎える方は、お問い合わせください。

電子納付 (Pay-easy) の利用

Pay-easyなら、自宅や外出先から、夜間や休日でも、納付ができます。納付書に記載されている「収納機関番号」、「納付番号」、「確認番号」をPay-easy対応のATM/インターネットバンキングの画面に入力するだけで納付できます。ただし、コンビニエンスストア内に設置されている複数の銀行に対応しているATMでは利用できませんのでご注意ください。



問合せ

仙北市市民生活課 国保年金係 ☎ 43-3316

大曲年金事務所 ☎ 0187-63-2296

自動音声案内「5番」を押してください。

仙 北市選挙管理委員会からのお知らせ

【問合せ】選挙管理委員会事務局（田沢湖庁舎） ☎（43）1150

仙北市選挙管理委員会が再任されました

任期満了に伴う仙北市選挙管理委員の選挙が9月12日の平成29年第3回仙北市議会定例会で行われ、4人の方が再任されました。また、12月1日の仙北市選挙管理委員会、委員長、委員長職務代理者が次のとおり決まりました。

- ▶委員長／藤原儀英（田沢湖）
- ▶委員長職務代理者／戸澤幸作（角館）

- ▶委員／佐藤透（西木）
- ▶委員／高橋正美（角館）

仙北市議会議員一般選挙の日程が決まりました

平成30年4月30日任期満了による「仙北市議会議員一般選挙」が、平成30年4月8日（日）に告示、4月15日（日）に投票と決まりました。

なお、この選挙から議員の定数が18人となります。



仙 北市議会

【問合せ】議会事務局（田沢湖庁舎） ☎（43）0334

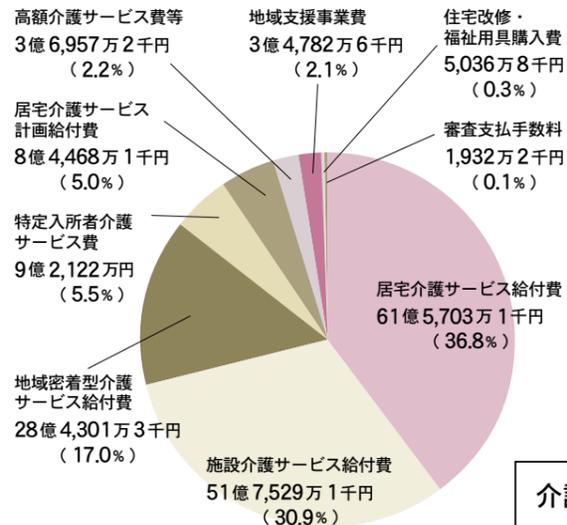
議会では「子育て支援」のテーマを中心に、市民の皆さまから様々な考えをお聞きする機会を計画しています。お誘い合わせのうえ、お気軽に、「ご参加ください。」（全ての会場に全議員が出席する予定です）

- 期日・場所
- ▼ 1月29日（月）
- ▼ 田沢湖総合開発センター
- ▼ 1月30日（火）
- ▼ 角館榊細工伝承館
- ▼ 1月31日（水）
- ▼ 西木総合開発センター
- 時間／18時30分～
- テーマ／子育て支援について

介護保険料はこのように使われています

40歳以上の方々から納めていただいている介護保険料は、介護保険サービスの費用（内訳は左記のとおり）に使われています。また、同サービス費用は税金によっても賄われています。下記の数値は大曲仙北広域市町村圏組合が大仙市、仙北市、美郷町の介護保険事業をまとめて運営していることから、3市町分の総額となっています。

【問合せ】
介護保険事務所企画管理班
☎ 0187(86)3910



介護保険サービスの費用内訳（平成28年度決算額より）
費用合計：167億2,832万4千円

※上記費用のうち約50%を介護保険料で（65歳以上の方が約22%、40歳～64歳の方が約28%）、残りは税金で賄っています。

- 居宅介護サービス給付費 ……ホームヘルプ・デイ・ショートステイサービス等の利用に係る費用
- 施設介護サービス給付費 ……特別養護老人ホーム等の施設サービス利用に係る費用
- 地域密着型介護サービス給付費 ……自宅や住み慣れた地域で生活を継続するためのグループホーム等のサービス利用に係る費用
- 特定入所者介護サービス費 ……施設介護サービス等利用時の食費・居住費への助成費用
- 居宅介護サービス計画給付費 ……居宅介護サービス利用計画作成に係る費用
- 高額介護サービス費 ……1か月のサービス費用の自己負担分が高額になった利用者への助成費用
- 地域支援事業費 ……要介護・要支援状態になるおそれのある方に対しての介護予防事業や、介護している家族に対しての支援事業等に係る費用
- 住宅改修・福祉用具購入費 ……自宅への手すりの取付け工事や腰掛便座等を購入した際の助成費用
- 審査支払手数料 ……介護保険サービス事業所がサービスに係る費用を請求した際の審査に係る手数料